

# 元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業務仕様書

## 1 業務名称

元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業務

## 2 履行期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3 業務の目的

本業務は、入城者の利便性向上を図るため、入城用等のQRコードを含む電子チケットを発行し、東大手門入口にてスマートフォン等の端末により電子チケットを提示することで、チケットレスかつ待ち時間なく入城できる電子チケットを販売するものである。

## 4 委託業務の内容

元離宮二条城（以下「二条城」という。）の入城等における電子チケット販売に係る以下の業務とする。

### (1) QRコード情報の連携

ア チケット収納・発券・管理・精算等の機能を持った入城管理システム（以下「入城システム」という。）保守業者と仕様の調整及び連携を行い、電子チケットの券面にQRコードを掲載すること。

イ 入城システムの管理サーバと受託事業者が有するサーバを専用回線（IP-VPN）にてダイレクト接続し、API等で連携すること。

※ 専用回線は、二条城にて準備する。

※ API：外部アプリケーションの機能を共有するシステム。

ウ 販売情報は入城システムに速やかに連携すること。

### (2) 電子チケットの販売

ア 電子チケット販売について

受託事業者が有する電子チケット販売サイトにおいて、二条城の入城券等の販売を行い、二条城専用の販売ページを設けること。また、履行開始日に遅滞なくチケットを販売できるよう調整すること。

イ チケット券種について

(ア) 多様なセット券の設定ができること。（例：入城＋二の丸御殿セット券）

(イ) 販売券種の増減に対応すること。

(ウ) 券種ごとに有効期間（最長3箇月間）を設定でき、その有効期限を掲載すること。

(エ) 自社サイトのチケット情報の更新については、3営業日以内に対応すること。

ウ 販売について

(ア) 商品販売画面に、購入時及び使用時における注意事項等を表示すること。

- (イ) 購入者が、専用のアプリケーションをダウンロードすることなく購入できるようにすること。
- (ウ) QRコードはブラウザ表示すること。
- (エ) 国内向け及び海外向け販路を有すること。ただし、海外向け販路については、海外OTA等と連携した販売も認めることとする。
- (オ) 海外向け販路の場合、販売情報の翻訳を適宜行うこと。
- (カ) 期間、時間単位、曜日、年齢、性別及び居住地等による販売実績の集計を行うこと。また、四半期ごとに、販売実績及び購買層のデータの提出を京都市（以下「本市」という。）に提出すること。
- (キ) チケットのキャンセル手続きが必要となる場合は、本市と調整し、対応すること（台風等の自然災害による休城、無料公開等。）。

#### エ 購入者の支払方法について

- (ア) 購入者のチケット購入に係る支払方法は、クレジットカード決済によること。
- (イ) 購入者がクレジットカードによる支払いを完了した際は、支払完了の旨を通知すること。

#### オ セキュリティ対策について

- (ア) セキュリティ対策を十分に行うこと。なお、QRコード及び送信情報は暗号化を行うこと。
- (イ) 購入者の個人情報の取扱いについては、SSL対応、プライバシーマークやISMSの取得等情報の適正な保護及び管理のための必要な措置を講じること。

#### カ サポート体制について

- (ア) 開城時間中に障害が発生した場合、電話対応によるサポート対応ができること。なお、開城時間は変動する場合がある。
- (イ) 販売サイトにおける購入時の操作方法、操作中の不明点及びトラブルに対する対応は、受託事業者において行うこと。
- (ウ) 入城システム障害時など二条城から販売停止を指示した際は、即座に販売を停止できるようにすること。

#### (3) 売上金の収納

- ア 収納サイクルは、当月末締め、翌月中入金とすること。
- イ 売上金は、手数料を差し引きせずに収納すること。

#### (4) 手数料の精算

前月分の販売実績を基に手数料を積算し、請求書（本市所定様式）を本市へ送付すること。

#### (5) その他

- ア 本市の賓客等に対して、入城可能なQRコードを記載した電子チケットを発行できること。
- イ 電子チケット販売に係る入城料等の納付について、決済処理を行うクレジットカード会社等を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6

項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2の規定に基づく指定代理納付者に指定する。受託事業者は、本市とクレジットカード会社等との調整が速やかに進行するよう最大限の協力をすること。

ウ 決済処理を行うクレジットカード会社等が指定代理納付者として適当でない  
と本市が認める場合は、決済処理を行う会社を新たに選定し、本市の同意を得ること。

## 5 収納機関への収納について

電子チケット売上金については、本市の公金として扱うため、次のことを遵守すること。

- (1) 入城料等は、領収後、払込書によって翌月の末日までに本市が指定する収納機関に払い込むこと。
- (2) 受託事業者が決済処理を行うクレジットカード会社等から入城料等の払込みを受けたときは、「収納金報告書」（京都市会計規則第43条の2第3項による、所定様式あり）を作成し、二条城へ提出すること。
- (3) 収納金出納簿を作成し、出納の状況を明らかにしておくこと。また、保存年限は文書が完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。

## 6 その他

- (1) 本市及び本市が受託する入城管理システム保守業者と十分調整のうえ、業務を行うこと。
- (2) 本市の入城料等デザインの利用を希望する場合には、本市が有するデータを提供する。なお、本データに係る著作権等は本市に帰属する。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。